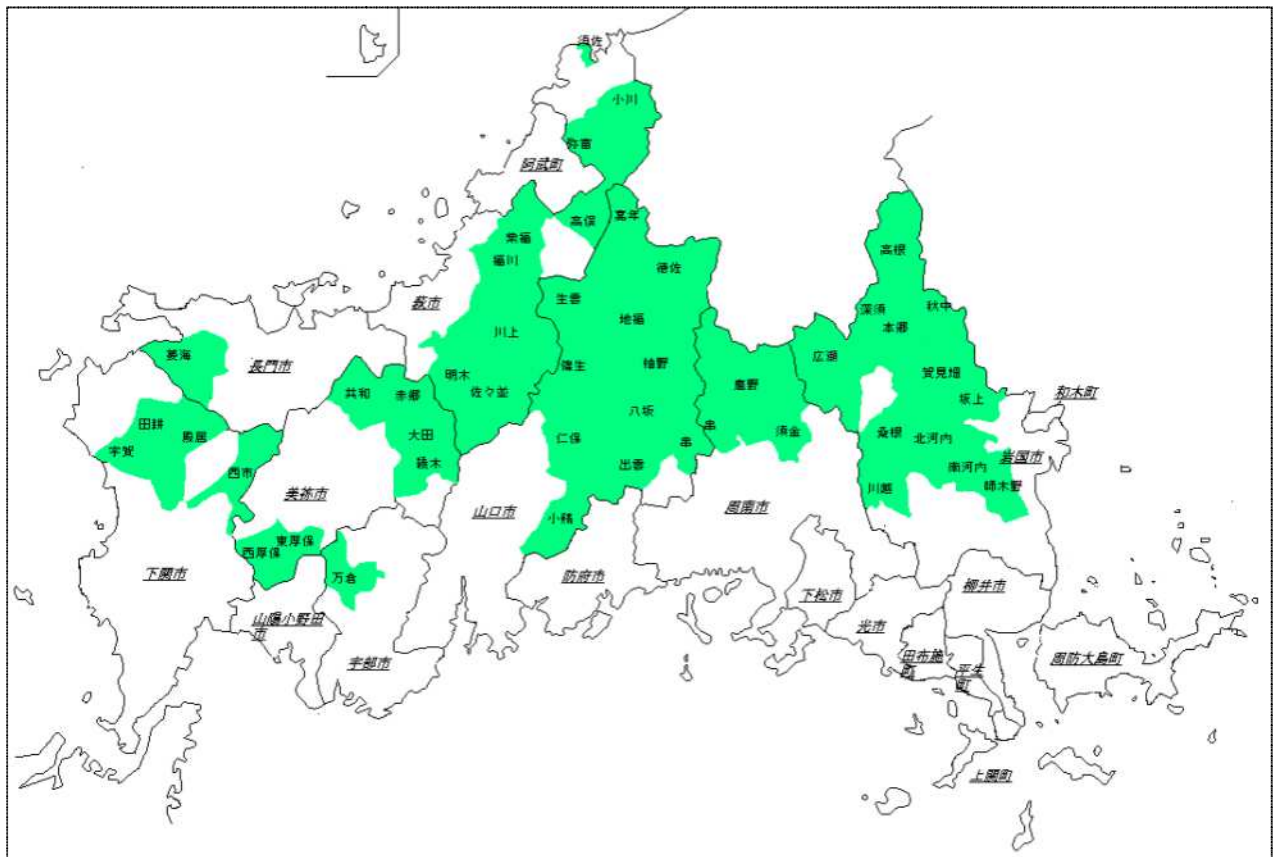


山口県山村振興基本方針の概要

山村振興基本方針は、山村振興法で指定された「振興山村」の振興の意義及び方向、必要な施策に関する基本的な事項を定め、本県の山村振興対策の大綱を示すとともに、市が策定する山村振興計画の指針となるものです。

本県での振興山村の指定は、下記の47地域となっています。



[指定要件]

- ・旧市町村（昭和25年(1950年)2月1日時点の市町村）単位に林野率（昭和35年(1960年)）75%以上かつ人口密度（昭和35年(1960年)）1.16人/町歩未満等

I 地域の概況

1 自然的条件等

(1) 地勢・気候

本県は本州最西端に位置し、気候によって瀬戸内海沿岸地域、日本海沿岸地域、内陸山間地域の3つの地域に区分されます。

(2) 県土における振興山村の位置付け

本県で振興山村を有する市町は8市です。人口は県全体の4.2%ですが、面積は38.4%を占めています。

(3) 振興山村の県土管理

振興山村は主に県土の脊梁地帯（せきりょうちたい）に位置しており、振興山村の総面積の86.5%を森林が占めています。

2 山村社会の動向等

(1) 人口の減少と高齢化

振興山村の人口は、この45年間で49.1%も減少しており、人口減少が著しく進行しています。

特に、14歳以下の人口が83.7%の減少、15歳から64歳までの人口が58.0%も減少しています。

(2) 産業の動向

振興山村の就業人口はこの45年間で53.8%も減少しています。また、産業では、第2次産業及び第3次産業の就業人口比率が高まってきている一方、第1次産業では大きく減少しています。

II 現状と課題

少子高齢化の著しい進行や人口減少が続いている中で、地域を支えてきた「昭和一桁世代」が80歳以上となり、地域の担い手が不足し、山村社会の維持が危惧される状況にあります。

このため、山村の振興は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等山村の有する多面機能が十分発揮されるよう、森林の保全や地域の特性を生かした産業の育成による雇用の創出、魅力ある地域社会の形成等による移住を含めた定住の促進を図る必要があります。

III 振興の基本方針及び振興施策

振興山村地域が果たす多面的で重要な役割をさらに生かし、それぞれの地域ごとの諸条件に応じて地域の振興・活性化を進めるため、以下の諸施策を積極的に推進します。

① 交通施策に関する基本的事項

- ・ 他地域との交流を強化し、広域的な視点から活性化が図られるよう、幹線道路の整備を促進します。
- ・ 生活の利便性・安全性の向上を図るため、身近な生活道路の整備を促進します。

② 情報通信施策に関する基本的事項

- ・ 「やまぐち情報スーパーネットワーク」を活用しながら、ケーブルテレビ、携帯電話、ブロードバンド等のサービスが広く提供できるよう、情報通信基盤を整備します。

③ 産業基盤施策に関する基本的事項

- ・ 地場産業の振興、企業誘致、創業の促進、観光・交流産業の振興のための基盤整備を推進します。
- ・ 農道、林道のほか地域の活性化に必要な路線を選定して整備します。

④ 経営近代化施策に関する基本的事項

- ・ 農林業経営の近代化に当たっては、地域の特性に応じた農林業の展開や多様な地域資源の活用を促進します。
- ・ 地域農産物の加工・販売施設、木材加工施設の整備とともに、地域の農業と商工業との連携、地産・地消の取組、情報通信技術を活用した特産品販売等を進め、経営の近代化を促進します。

⑤ 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

- ・ 地域の特性を生かした農林産物の生産を振興するとともに、6次産業化や農商工連携の取組を推進します。
- ・ 森林バイオマスエネルギーを生かした地域産業の育成と、エネルギーの地産地消を推進します。
- ・ 振興山村地域のコミュニティ組織等によるコミュニティビジネスや交流ビジネスの創出等を促進します。

⑥ 文教施策に関する基本的事項

- ・ 地理的、社会的制約条件を克服し、振興山村地域の教育の振興を推進します。
- ・ 教育内容・指導方法の多様化に対応した施設づくりや設備の充実を推進します。

⑦ 社会、生活環境施策に関する基本的事項

- ・ 地域の医療を確保するため、診療所の施設・設備の充実や医師を確保します。
- ・ 保育サービスの充実等子育て家庭の支援とともに、障害者の自立と社会参加を進めるための施策を推進します。

⑧ 高齢者福祉施策に関する基本的事項

- ・ 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、一人一人の状況やニーズに対応する地域包括ケアシステムを構築します。
- ・ 生涯現役社会の実現に向けた取組を推進します。

⑨ 集落整備施策に関する基本的事項

- ・ 複数集落で構成する基礎生活圏(「やまぐち元気生活圏」)において、日常生活サービス等の拠点化とネットワーク化などを図り、持続可能な活力ある地域づくりを推進します。
- ・ 地域の将来を描く「地域の夢プラン」の作成と実現を支援します。

⑩ 国土保全施策に関する基本的事項

- ・ 治山・治水対策、土砂災害対策や災害時における信頼性の高い道路ネットワークの構築を推進します。

⑪ 交流施策に関する基本的事項

- ・ 着地型観光やグリーン・ツーリズムなどの観光・交流産業とともに、農家民宿の開業促進等により、やまぐちスロー・ツーリズムを推進します。
- ・ 交流人口の拡大を図るため、道路網の整備や高速交通ネットワーク、交流拠点施設の整備を促進します。

⑫ 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

- ・ 森林や農用地の適切な保全管理のため、造林・間伐、区画整理、水田高機能化等を計画的に実施します。

⑬ 担い手施策に関する基本的事項

- ・ 農業経営の規模拡大や集約化・複合化等を促進し、農業の担い手を確保します。
- ・ 森林組合等の作業員の世代交代を進め、高度技能労働者の育成とともに、林業事業体の経営基盤を強化します。

⑭ 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

- ・ イノシシなどによる農林産物への被害軽減・防止を図り、安心して農林業が営めるよう、実効性のある捕獲体制の整備を推進します。
- ・ 科学的手法による鳥獣の生態・生息調査をはじめ、総合的な被害防止対策を実施します。

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

上記施策の実施に当たっては、「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」や「山口県中山間地域づくりビジョン」等地域振興に関する計画との整合性を図るとともに、関連施策との連携を図りながら、計画的かつ着実に推進します。